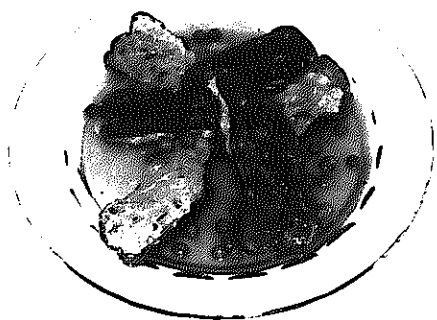


# 旬を食べる〜ピーマン〜

一年中出荷されているピーマンですが、旬は七月九月。唐辛子の甘味種で、明治時代に欧米から輸入され、戦後になって普及したと言われています。最近では、黄色・赤色などのピーマンも市場に出回っています。全体に円筒形で、肉の厚みのある緑色の濃い、つやのあるものを買い求めるのが良いでしょう。また、へたから腐りやすいため、切り口がしなびていない、黒くないものを選ぶのがポイントです。

食物繊維のほか、ビタミンCが特に多く含まれています。ビタミンCには、鉄の吸収を高め、血圧の上昇を抑え、シミ・ソバカスを防ぐなどの働きのほか、がんを抑制する働きもあります。ピーマンは、これら全体にとつて、重要な栄養素をたくさん含んだ野菜といえます。食べ方は、肉や野菜などと共に調理すると、栄養の吸収が良く、脂肪などの代謝を高めてくれるので良いでしょう。また、ピーマン独特のにおいや辛みは、加熱で和らぎます。

## ピーマンの肉詰め甘酢あんかけ



### 材料（4人分）

ピーマン…中6個 豚挽き肉（赤身）…200g 干しシイタケ…中4枚 ゆでタケノコ…40g しょうがみじん切り…大さじ1（10g程度） 長ネギ…大1 卵…1個 塩…少々 しょうゆ…大さじ1 酒…大さじ2 スープ…大さじ2  
 [甘酢あん] しょうゆ…大さじ2 砂糖…大さじ2½ 酢…大さじ1½ スープ（コンソメの素½個）…カップ1 片栗粉…大さじ1 グリーンピース…大さじ2 油…大さじ1

### 栄養価（1人当り）

エネルギー	180kcal
タンパク質	15.0g
脂 肪	6.7g
塩 分	2.4g

- 〔作り方〕
- ①ピーマンは縦2つ切りにし、包丁の先で種の根元を切り、種を取り出して洗い、水気を切る
  - ②干しシイタケは水で戻し、タケノコと一緒に米粒大に刻む
  - ③ショウガ、ネギはみじん切りにする
  - ④豚挽き肉に②、③、卵、塩、しょうゆ、酒、スープを加えてよく混ぜる（手でこねる）
  - ⑤ピーマンに④を詰める
  - ⑥フライパンを熱し、油をひいて⑤を肉を下にして並べ、色がかかりつくように焼いて裏返し、ふたをして焼き上げる
  - ⑦別の鍋に甘酢あん材料を入れて火にかけて、グリーンピースを加える
  - ⑧器に⑥を盛り、上から⑦をかける



## 提灯風

（静岡県磐田市）

もう十七、八年も前のことでしょうか。上京するたびに民芸品店を回り、全国各地の風を探しては手当たり次第に買い集めていた時期がありました。

そんな折、赤坂の民芸品店が「やっと二つだけ提灯風を作ってもらうことができましたよ」という情報を寄せてくれました。これが最後と言われました。という話でした。提灯風は話には聞いていましたが、目の当たりにするのは、初めてでした。日本の風では珍しい立体的な風です。だれが、どんな動機で提灯を風にするという奇抜なアイデアを思いついたのか分かりませんが、いかにも日本的な発想の立体風です。外国の立体風は、十九世期末から研究が進み、飛行機の発明に大きく寄与したことはよく知られています。写真は、風師の鈴木伊一郎氏が昔揚げられていた提灯風を思い出して作った風です。

## 土佐風

（高知県香我美町）

男児の出生を祝い、その出世を祈って家紋入りの風を作って揚げたところから「定紋風」といいます。また、形が正方形であることから「フロシキいか」とも呼ばれています。作者は、狩野派と四条派を学んだ父の後継者の吉川登志之氏です。吉川氏は本来は塗色業で、武者絵の幟（地元ではフラウと呼びます）も日本画の確かな筆力と鮮やかな色彩で、高い人気があります。吉川氏を訪れた際、軽やかなタッチで描かれていた馬の絵の「フロシキいか」がありました。馬の首と背の線の表情が見事で、感嘆しました。

鼻緒は、中央の縦骨にだけ二〜四本付けられます。私は大きな「フロシキいか」の揚がった姿を見ると、ひよつとすると三角翼風、いわゆるゲイラカイトの元祖ではないかと思ってしまうほど形状が似ています。そんな風にさせられる風です。

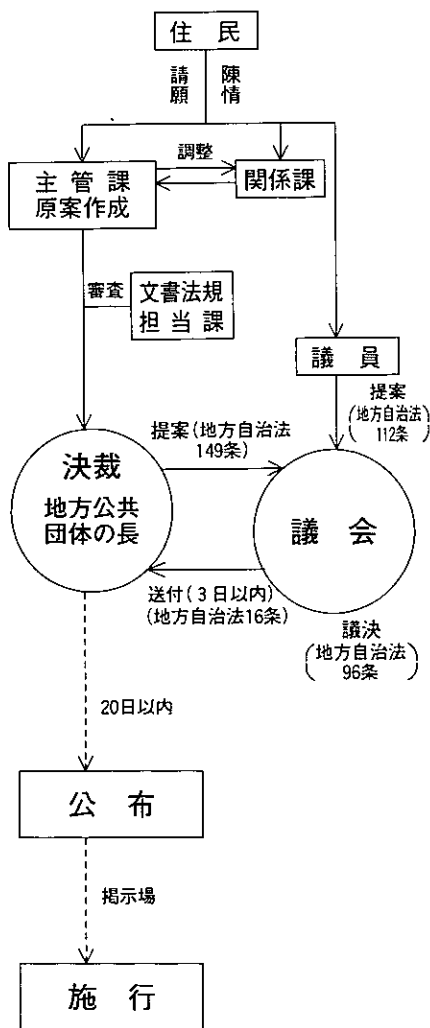


あなたも

風博士

文・田村和雄（しろね大風と歴史の館運営委員会委員長）

## 条例の制定過程



条例は、地方公共団体の事務に関して定められる地方公共団体の自主法です。憲法第九十四条では、「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と保障されています。なお、条例が国の法令に矛盾しないよう「法令の範囲内で」と定めてあります。各地方公共団体は、法令に違反しない限り、次の事務を条例で定めることができます。

○公共事務 市役所、議会の内部組織、条例の規則など地方公共団体の内部組織に関する事務。そのほか公園、学校の設置・管理に関することなど住民の福祉増進に関する事務

○団体委任事務 法律・政令に基づき国から地方公共団体がその執行を専任された事務

○行政事務 検査、施設、設備の設置についての許可、届け出を義務づけるものなど一方的に住民の自由や権利を規制したり、住民に義務や負担を課する事務

〔条例の制定・改廃〕  
 条例案の提案権は、原則として市長と市議会議員の両方にあります。提案された条例案の可決には、原則として議会の過半数の議決が必要とされます。議決があったときは、議長はその日から三日以内に市長に送付し、市長は再議などの措置が不要な場合、送付を受けた日から二十日以内に公布しなければなりません。

条例の制定・改廃の議決について異議がある場合、市長は十日以内に理由を示して再議に付することができ、この場合、出席議員の三分の二以上

上の同意があつて、前と同じ議決をしたときには、その議決が確定することになります。三分の二以上の同意が得られない場合には不成立になります。また、議決が違法の場合は、市長は理由を示してこれを再議に付さなければなりません。再議の結果、なお違法の場合は都道府県知事に審査の申し立てをすることができます。

また、住民が条例の制定・改廃を請求する場合には、市議会議員・市長の選挙権を有する人の五十分の一以上の連署が必要とされています。請求があつた場合、市長は、ただちにその請求の要旨を公表しなければなりません。また、受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けて議会に付議し、その結果を代表者に通知し、公表しなければならぬとされています。